

災害等情報（詳細）

鉱 種：石炭	鉱山の所在地：北海道					
災害等の種類：坑内・運搬装置のため（車両系鉱山機械のため）	発生日時： 平成29年2月13日（月） 14時20分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 47才、掘進仕操作業員、直轄、勤続年数22年0ヶ月、担当職経験年数22年0ヶ月						
罹災程度：腰部殿部筋圧挫傷 （休業日数：11日）						
【概要】 2月13日1番方、坑道775m位置の下盤打ち作業に作業員Aを先山として他2名が配番された。午前中はベルトコンベアフレーム吊架作業等を行い、昼食後、当該坑道774m位置から採炭切羽に向かって下盤打ち作業に入った。作業員Aは下盤打ち機（電動式）の運転、残り2名は下盤打ち機のケーブル監視と大塊の小割作業等を担当した。 下盤打ち作業中の14時20分頃、作業員Aは当該坑道773m位置から吊架しているベルトコンベアの下のズリを下盤打ち機を前進させバケットに積み込みながらバケットを上げようとした。作業員Aはバケットのツメが鋼枠に引っ掛かっていたのに気付かず引き続きブームの上げ操作と本体の前進を同時に行っていたところ、下盤打ち機の無限軌道（カタピラ）の右前方が沈んで下盤打ち機が右側に傾き横転を始めた。 作業員Aは危険を感じ運転席から通路側に逃げたとき、吊架していたベルトコンベアフレームの脚部分と横転する下盤打ち機本体との間に右腰を挟まれ罹災した。						
【原因】 本災害は、ブームを右に振った状態での下盤打ち作業において、下盤打ち機のバケットのツメが鋼枠に引っ掛かった状態であったところに、下盤打ち機を前進させながらブームを上げるレバー操作をし続けたところ、下盤打ち機が横転し災害に至ったものと推定されるが、その背景には以下の事項が原因と考えられる。 ○作業員Aは、走行が停止したのが下盤打ち機のバケットが鋼枠に引っ掛かったことに気付かず、そのまま機体走行と同時にブームを上げる操作を行ったため。 ○鉱業権者は、下盤打ち機保安対策を策定する過程で、下盤打ち機が横転するということに対してリスク低減対策が不足していたため。						
【対策】 ○現況調査の結果、次の対策を講じることとし、従前策定していた下盤打ち機の保安対策を改正し、以下を追加した。 「下盤打ち機ブームを振った状態で積み込み作業を行うとき、下盤打ち機が浮き上がる等の異常な荷が掛かった場合は走行とブームの同時操作を行わないこと。」 ○改正した保安対策を下盤打ち機資格者に対し周知徹底を図った。						
【参考情報等】 ○慣れた作業において普段と異なった事象を感じた場合、機械を操作していた時は、まずは操作を止め、安全を確認してから作業を行う等、不安全行為は絶対に行わないようにしよう。 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。 <鉱山保安法令> ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条） ・機械の安全かつ適正な作業方法及び作業手順（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章1） ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条）						
【問い合わせ先】 北海道産業保安監督部 鉱山保安課 佐藤、嶋田 電話番号 011-709-2466						

災害発生箇所の状況



